

北海道、苫小牧市及び関係町内会等の間で平成 27 年 3 月 19 日に締結した深夜・早朝の時間帯における航空機の離着陸回数の変更に関する覚書（以下「覚書」という。）別添の 1 の(2)で別に定める覚書の確認事項（以下「確認事項」という。）(2)に規定する区域（同年 10 月 31 日において現に所在する住宅等（同日に建築確認申請が行政機関に受理されている住宅等を含む。）を対象として住宅防音対策を行う区域）は、次のとおりである。その関係図面は、北海道総合政策部航空局航空課及び苫小牧市役所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成 27 年 9 月 25 日

北海道知事 高橋 はるみ

区 域 の 区 分	市 町 （ 字 ） 名	地 番 等
対策区域① A工法施工区域	苫小牧市字美沢	一部
対策区域② B工法施工区域	同 字植苗	同
	同 字美沢	同
対策区域③ C工法施工区域	同 字植苗	同
	同 字美沢	同
	同 沼ノ端中央1丁目	1番
	同 字沼ノ端	一部

（縦覧に供する図面のとおり）

（注） 対策区域①、対策区域②及び対策区域③とは確認事項(2)に定める区域の区分をいい、A工法施工区域、B工法施工区域及びC工法施工区域とは同項に定めるそれぞれの適用工法区域をいう。